

秋田地方最低賃金審議会
令和6年度第2回 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和6年10月7日（月） 9：57～11：12

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公 益 委 員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額審議について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局より配付資料、労働者側参考人及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明がなされた。
- (2) 労働者側代表委員及び使用者側代表委員から基本的な考え方が述べられ、引き上げ金額の提示がなされた。

<労働者側委員基本的な考え方と提示金額>

高付加価値生産性を提供する自動車産業が特定最賃においても積極的に取り組み、経済の好循環につなげていく必要がある。物価上昇局面においては、最賃近傍で働く労働者は、これまで以上により高い賃金を提供する産業を求め流動していくことが容易に想像できることから、特定最低賃金の優位性を確実に担保し、産業の魅力を高めていくことで、労働者の確保・定着につなげなければならない。

自動車産業は広範な関連産業を持ち、日本経済や雇用確保に大きく貢献する基幹産業であることは秋田県内でも同様である。秋田県における人口減少は著しく、少子高齢化が加速している中で、自動車産業を支えているのは、そこで働く「人」であり自動車産業を中長期的に維持・向上させ続けるためには「付加価値生産性」すなわち「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を実現し、働く人の意欲・活力を高めていくことが必要不可欠である。若い活力のある優秀な人材の流出を防ぐことにもつながる特定最低賃金を着実に向上させていくことは、労使の責任であり目指す姿であると考え。その責任と役割を果たす意味において、引き上げ額 61 円、時間額 1,022 円を提示する。

<使用者側委員基本的な考え方と提示金額>

生産において 2020 年以降、新型コロナウイルスや半導体不足に伴い国内外で多くの工場が稼働停止となり新車販売台数が減少した。2023 年後半からやっと以前の生産状況に戻りつつあったが 2024 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震により部品供給に影響を及ぼすなど、近年は天災による生産影響も発生している。

自動車業界は「100 年に 1 度の大変革」と呼ばれる時期を迎え、世界的な EV シフトとな

り、2030年前後にはEVはガソリン車と同等の販売比率になる可能性も予想されている。すそ野が広いとされる自動車産業であるが、EVは部品点数がガソリン車に比べ少なく、自動車部品メーカーの一部は大きく影響を受けるとみられる。一方で未来の自動車を構成するIT、電動化、通信などのソリューションが求められるため、電池やモーターメーカー、ソフトウェア企業、情報通信企業との協業は一気に広がる。新モビリティモデルの市場規模は拡大し2030年には米国、欧州、中国で1.2兆ドル以上に達する見込みであり、今後は新たな市場での需要獲得に向け、競争が激化していくものと考えられる。

自動車業界が激変の波にさらされている中で、引き上げ額45円、時間額1,006円を提示する。

- (3) 個別協議（公労会議、公使会議）により金額審議を行った結果、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金については、59円引き上げて時間額を1,020円とすることで労使が合意。全会一致で結審したことから、審議会令第6条第5項を適用し、本専門部会の決議をもって秋田地方最低賃金審議会の決議とし、秋田労働局長に答申した。
- (4) 事務局から本日異議申出の公示を行い、後日他の特定最低賃金と併せ答申内容の記者発表を行う予定である旨説明がなされた。